

内閣府本府におけるワークライフバランス等の状況把握及び課題分析

平成28年5月

内閣府大臣官房人事課

1. 採用した職員に占める女性職員の割合

内閣府において、平成26年度に採用した職員に係る男女の割合は、次のとおりである。

区 分	男性割合	女性割合
総合職等	68.8%	31.3%
一般職（大卒程度）等	50.0%	50.0%
一般職（高卒程度）等	52.0%	48.0%
期間業務職員	12.3%	87.7%
合計（期間業務職員含む）	16.1%	83.9%
合計（期間業務職員除く）	55.7%	44.3%

上記のとおり、全ての区分において、採用者に占める女性の割合は30%を上回っていた。

また、平成27年度についても、採用した職員及び採用予定の職員に係る女性の割合は30%を上回っているところであり、平成28年度以降についても、引き続き様々な取組を推進することとする。

2. 職員の離職率の男女の差異

平成26年度中に離職した職員を対象として、各々、男性職員総数及び女性職員総数に占める割合を職員の離職率として示すと、次のとおりである。

なお、この際、性差が影響しない定年退職、死亡退職、分限、任期満了に伴う退職等は対象外とした。

男性の離職率	女性の離職率
0.6%	2.4%

上記のとおり、女性の離職率が男性の離職率よりも高い結果となったが、離職者数で比較すると、全離職者数20名のうち男性が11名、女性9名であり、男性の方が多かった。

また、離職の理由は、いずれも「自己都合」であったが、これを把握可能な限りで分析すると、シンクタンクを始めとする民間企業等への転職が多かった。

さらに、離職者を年代（離職時点の年齢）ごとに分け、各々の年代別の男性職員総数及び女性職員総数に占める割合をもって示すと、次のとおりである。

年代	男性の離職率	女性の離職率
20歳～24歳	4.4%	7.4%
25歳～29歳	1.0%	4.8%
30歳～34歳	1.4%	5.7%
35歳～39歳	1.4%	0.0%
40歳～44歳	0.0%	2.3%
45歳以上	0.4%	0.0%

※年代ごとの離職率は、地方支分部局を除いたもの。

3. 超過勤務の状況

平成26年における職員一人当たりの超過勤務の状況は、次のとおりである。

職員一人当たりの平均超過勤務時間数 (平成26年1月～12月の平均)	30.95時間
------------------------------------	---------

超過勤務の要因には、様々なものがあるが、例えば、法令事務や国会対応、府省庁間協議・作業依頼への対応等があるものと考えられる。

なお、本項目については、平成27年1月15日現在、内閣府に在籍する給与法適用職員（休職者、育児休業中の職員及び育児短時間勤務職員等を除く。）並びに任期付研究員法及び任期付職員法の適用を受ける職員等について把握したものであり、当該超過勤務時間には、平成26年中に府省庁間異動があった者の異動前省庁における超過勤務時間が含まれる点等に留意が必要である。

4. 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

管理的地位にある職員に占める女性職員の状況は、次のとおりである。

- ・本省課室長相当職以上 (平成27年7月1日現在)

総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
305	17	5.6

※「管理的地位にある職員」とは、給与法別表第一行政職俸給表（一）の適用を受ける職員で、その属する職務の級が7級以上である職員を指す。

※「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」（平成27年12月1日内閣官房内閣人事局）による。

5. 各役職段階の職員の女性割合

職員を、係長相当職（本省）、地方機関課長・本省課長補佐相当職、本省課室長相当職及び指定職相当の4段階に分ち、平成27年7月1日現在の各段階の職員に占める女性の割合を示すと、次のとおりである。

役職段階	女性割合
係長相当職（本省）	26.2%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	10.6%
本省課室長相当職	6.2%
指定職相当	3.2%

- ・係長相当職：給与法別表第一行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が3級又は4級の職員
- ・地方機関課長・本省課長補佐相当職：給与法別表第一行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が5級又は6級の職員
- ・本省課室長相当職：給与法別表第一行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が7級以上の職員
- ・指定職相当：給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員

6. 男女別の育児休業取得率

国家公務員については、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）に基づき、3歳に達するまでの子を養育するために休業することができる制度が設けられているところ、平成26年度における取得率（平成26年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する、同年度中に新たに育児休業をした職員数の割合）は、次のとおりである。

区 分	男性取得率	女性取得率
総合職等	14.8%	100.0%
一般職（大卒程度）等	4.0%	100.0%
一般職（高卒程度）等	14.3%	100.0%
合計	10.1%	100.0%

上記のとおり、女性職員については取得率100%であったが、他方、男性職員については低取得率となっている。もっとも、平成25年度における男性職員の取得率が4.6%（各府省平均値5.0%）であったものが、平成26年度に10.1%（各府省平均値5.6%）に増加し、各府省平均値を大きく上回るに至ったところであり、引き続き、制度の周知に努め、男性職員も育児休業を取りやすい機運の醸成を図っていく必要がある。

7. 男性の配偶者出産休暇等の取得率

国家公務員については、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）に基づく特別休暇があり、その一つとして人事院規則で定める男性職員が妻の出産に伴う入院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる配偶者出産休暇が、また、男性職員が、妻の産前産後期間中にその出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる育児参加のための休暇が、各々設けられているところ、平成26年度における取得率及び平均取得日数は、次のとおりである。

なお、参考までに、平成25年度の状況についても併記している。

	取得率	平均取得日数 (実際に取得した者の平均取得日数)	平均取得日数 (取得可能な者全体での平均取得日数)
平成26年度における 男性職員の配偶者出産休暇 ※上限：2日	76.8% (H25年度 46.2%)	1.8日 (H25年度 1.7日)	1.3日 (H25年度 0.8日)
平成26年度における 男性職員の育児参加のための休暇 ※上限：5日	47.8% (H25年度 23.1%)	3.2日 (H25年度 3.2日)	1.5日 (H25年度 0.7日)

8. 職員に占める女性の割合

内閣府における平成27年7月1日現在の職員の男女割合は、次のとおりである。

区 分	男性割合	女性割合
総合職等	84.4%	15.6%
一般職（大卒程度）等	82.9%	17.1%
一般職（高卒程度）等	82.7%	17.3%
選考採用	84.1%	15.9%
その他の採用区分	72.7%	27.3%
期間業務職員	12.1%	87.9%
派遣労働者	27.3%	72.7%
合計（期間業務職員・派遣労働者含む）	66.9%	33.1%
合計（期間業務職員・派遣労働者除く）	82.6%	17.4%

9. 約10年度前に採用した職員の男女別継続任用割合

内閣府において平成18年度に採用した職員（任期付きで採用された職員、期間業務職員を除く）について、平成28年1月1日現在で引き続き国家公務員として任用されている者（他省庁、地方自治体への出向者を含む）の男女別割合は、次のとおりである。

男性の継続任用割合	女性の継続任用割合
93.8%	72.7%

10. 年次休暇等の取得率

平成26年における職員の年次休暇の取得状況は、次のとおりである。

内閣府における 年次休暇使用日数	(参考) 全府省平均の 年次休暇使用日数
12.7日	13.1日

11. 中途採用の男女別実績

内閣府において、平成26年度に、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を有する者として採用（中途採用）された者の男女別実績は、次のとおりである。

男性中途採用実績	女性の中途採用実績
16名	7名

なお、これらの者のうち、平成27年7月1日現在、管理職に登用されている職員は、男性0名、女性3名となっている。

<参考：用語の解説>

- ・区分別把握：職員のまとまり（職種、勤務形態等の要素に基づき、他のまとまりとは異なる人事の事務を行うことを予定している職員のまとまり）ごとの把握を指し、内閣府においては、総合職等、一般職（大卒程度）等、一般職（高卒程度）等、期間業務職員及び派遣労働者の別とした。
- ・総合職等：国家公務員採用総合職試験、国家公務員採用Ⅰ種試験等により採用された職員を指す。
- ・一般職（大卒程度）等：国家公務員採用一般職試験（大卒程度）、国家公務員採用Ⅱ種試験等により採用された職員を指す。
- ・一般職（高卒程度）等：国家公務員採用一般職試験（高卒程度）、国家公務員採用Ⅲ種試験等により採用された職員を指す。
- ・期間業務職員：相当の期間任用される職員を就けるべき官職以外の官職である非常勤官職であって、1会計年度内に限って臨時的に置かれるものに就けるために任用される職員を指す。
- ・派遣労働者：労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者を指す。